

第3章 計画の体系

第3章 計画の体系

目指すべき姿

配偶者等からの暴力のない
誰もが安心して暮らすことができる地域社会の創造

重点的に取り組むこと

- I 暴力を許さない社会づくりに向けた取組
 - 1 市民に向けた意識啓発
 - 2 若年層に向けた教育・啓発の推進
- II 安心して相談できる体制の確立に向けた取組
 - 1 相談体制の整備と充実
 - 2 関係機関との連携の強化
 - 3 相談員等支援者の安全確保
- III 被害者の早期発見と安全を確保するための取組
 - 1 被害者の早期発見・未然防止のための仕組みづくり
 - 2 被害者の保護と安全確保
 - 3 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
- IV 被害者の生活再建に向けた取組